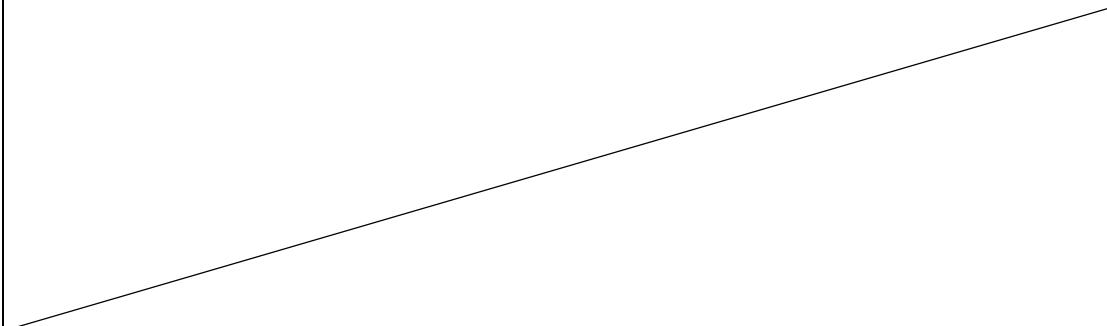


審査基準

令和2年1月14日作成

法令名	: 道路交通法施行規則
根拠条項	: 第30条の13第1項
処分の概要	: 運転経歴証明書の再交付
原権者(委任先)	: 静岡県公安委員会
法令の定め	: 道路交通法施行規則第30条の13第2項(運転経歴証明書の再交付の申請)
審査基準	: 
標準処理期間	: 再交付の申請が、当該申請に係る運転経歴証明書を交付した静岡県公安委員会に対して行われた場合 運転免許センターにおける申請については1日 警察署における申請については22日
申請先	: 運転免許センター又は住所地を管轄する警察署(浜北警察署を除く。)
問合せ先	: 静岡県警察本部運転免許課
備考	: